

移動等円滑化取組報告書（航空機）

(2025年度)

住 所 宮崎県宮崎市大字赤江 宮崎空港内

事業者名 株式会社ソラシドエア
代表者名 代表取締役社長 山岐 真作

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空機を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空機	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
機材の更新	・当社の航空機はすべて移動等円滑化基準に適合している。 ・今後も、同基準に適合した機材の導入計画を検討する。	新機材の導入はなし。（全ての機材が移動等円滑化基準に適合済み）

② 航空機を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
提供役割の明確化	・パッセンジャータラップ車の定期訓練（緊急時の操作を含む）を実施するとともに、操作・使用マニュアルを定期的に検証し、必要に応じて改訂を行う。 ・お客様の多様なニーズに対応できるよう、空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間の会議等を通じて、コミュニケーションおよび連携を強化し、円滑なサービスを追求していく。	・5名に対して毎年実施している定期訓練を実施（R7:4月1名/9月1名/10月2名/11月1名）（基本操作・緊急操作）および四半期毎にマニュアルの見直しを行った。（改訂なし） ・定期的な会議を通してサービスに関するヒヤリハット・レポートの共有を行い、コミュニケーションおよび連携強化を図った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助スキルの強化および維持	・サービス介助士資格取得者（自社対応空港旅客ハンドリング職員）から未取得者へのスキル継承を行う。 ・お手伝いの必要なお客様に安心してご利用いただける環境を提供していく。	・空港旅客ハンドリング職員の新入社員教育訓練では、サービス介助士資格取得者から教育を行いスキルの継承を行った。 ・サービス介助士資格の維持を支援。中途社員についても法人支払いでの資格維持を推奨した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供の 充実化	・昨年度から継続して、アナウンスの自動化とご自身の媒体からアナウンス内容を文字で確認できるようにシステム構築・導入を行う。 ・WEBサイトをリニューアルし、視認性・可読性・判読性を向上させる。	・2026年2月より自動アナウンスアプリを導入し、アナウンスの自動化を実現した。 ・2026年1月にWEBサイトをリニューアルし、視認性・可読性・判読性を向上させた。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客教育の 充実化	・日本ケアフィット共育機構の講習会へ参画し、既存のサービス介助士資格取得者向けにリカレント教育を実施。 ・新入社員へのユニバーサル訓練、および年1回の空港旅客ハンドリング係員へのユニバーサルに関する定期訓練を実施。 ※公共交通事業者に向けた接客ガイドライン資料抜粋 ・定期的にユニバーサル通信を配信し、全社員のユニバーサルサービスの知識を深める。	・ケアフィット共育機構主催のオンラインセミナーへ参画は叶わなかった。 ・ユニバーサル教育資料は改訂作業を実施（2025年11月） ・2025年11月～12月に69名に対して定期訓練を実施 ・全社員向け社内通信の発行（年1回）

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空機の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	・該当なし。	-

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・空港旅客ハンドリング職員と客室乗務員間の相互理解を目的に研修を実施。空港見学および意見交換会を実施した。
 ・お客様デスク主催の会議(月例開催)に参加し、お客様の声を中心に、課題の抽出および解決を行い、サービス品質向上に努めた。
 ・Universal MaaS(一括サポート手配)への実証実験に参画し、お手伝いが必要なお客様がWEBサイト上で必要な手配をお申し込み頂けるようになった。

(3) 報告書の公表方法

・ホームページで公表

(4) その他

II 航空機の移動等円滑化の達成状況

(2026年3月31日現在)

事業の用に供している航空機数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数	客席数が30以上の航空機数	可動式ひじ掛けのある航空機数	運航情報提供設備を備えた航空機数	客席数が60以上の航空機数	車椅子を備えた航空機数	通路が2以上の航空機数	障害者対応型便所を備えた航空機数
14機	14機	14機	14機	14機	14機	14機	0機	0機

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第12号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している航空機の数を入力すること。
2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第64条の基準に適合しているものの数を入力すること。
3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合しているものの数を入力すること。
4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が60以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第65条の基準に適合しているものの数を入力すること。
5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が2以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第67条の基準に適合しているものの数を入力すること。
6. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を入力すること。
7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。